

令和8年度広葉樹伐採技術者養成研修開催要領

1 目的

きのこ原木生産における安全性及び効率性の向上を図るとともに、きのこ生産者の需要に応じた原木を供給するため、広葉樹の伐採・集材等に関する技術研修を実施し、きのこ原木生産基盤の拡大を図る。

2 目標

- (1) きのこ原木生産経験者の技術力向上及び生産活動の定着を図る。
- (2) 広葉樹資源活用の普及啓発を通じて、新たな原木生産者の確保及び育成を図る。

3 研修内容

広葉樹伐採によるきのこ原木生産に必要な知識及び技術の習得を目的として、次の研修を実施する。

(1)体験・基礎研修(全受講者対象)

広葉樹資源の有効活用、きのこ原木の品質及び採算性の高い原木生産に関する知識並びに安全な作業方法について学ぶとともに、原木しいたけ生産施設の見学及び広葉樹の伐採体験を実施する。

(2)技術習得研修(経験者対象)

広葉樹の伐採・集材作業に関する実践的な演習を行い、安全で効率的な作業技術の向上及び生産技術の定着を図る。

4 対象者

広葉樹の伐採及び木材利用に関する基本的な知識・技術の習得に意欲のある森林施業関係者(原則として岐阜県内在住又は在勤の者)

(1)体験・基礎研修

今後、きのこ原木生産への参入を検討している者又は広葉樹材生産に関する基礎知識・技術の習得を希望する者

(2)技術習得研修

きのこ原木生産に取り組んでいる者又は今後生産計画を有する者で、広葉樹の伐採・集材技術及び原木生産技術の向上を希望する者

※ 技術習得研修受講者は、1日目の体験・基礎研修及び2日目の技術習得研修の両日を受講するものとする。

※ チェーンソーを使用した実技に参加する者は、「チェーンソーによる伐木等特別教育」を修了していること。

○募集人数:15名(体験・基礎研修 10名、技術習得研修 5名)

5 日時

本研修は2日間で実施し、荒天等の場合は予備日に延期する。

- ・ 1日目(体験・基礎研修) 対象:全受講者
令和8年 11月 25日(水) 9時 30分集合 ～ 15時 30分解散
- ・ 2日目(技術習得研修) 対象:技術習得研修受講者
令和8年 11月 26日(木) 9時 30分集合 ～ 15時解散
- ・ 予備日
令和8年 11月 27日(金)

6 会場

岐阜県加茂郡白川町大字下佐見地内

- ・ 白川町 茶畑牧(ちゃばたびら)町有林(標高:約 450m)
- ・ (希望者のみ) 下佐見地内 原木しいたけ生産施設「清水しいたけ園」

7 集合場所

区 分	集合場所	集合時刻
1日目(体験・基礎研修)	徳田公民館駐車場(予定)	9時 30 分
2日目(技術習得研修)	研修会場	9時 30 分

※会場及び集合場所の位置については、別紙地図を参照すること。

8 研修日程

(1)1日目【全受講者対象:体験・基礎研修】

時 間	内 容	備 考
9:30	集合・受付	徳田公民館駐車場(予定)
9:30～10:00	オリエンテーション・移動	研修会場へ移動
10:00～12:00	広葉樹伐採技術研修 ・ 広葉樹資源の有効活用 ・ きのこと原木の品質と採算性 ・ 安全な作業方法	講師 (有)greenlabo 芝山敬介 氏
12:00～13:00	昼休憩	昼食は各自持参
13:00～14:30	広葉樹伐採体験	実技研修
14:30	現地研修終了	
14:30～15:30 頃	原木しいたけ生産施設見学	希望者のみ
15:30 頃	解散	

(2)2日目【経験者対象:技術習得研修】

時 間	内 容	備 考
9:30	集合・受付	研修会場
～12:00	広葉樹伐採技術習得研修 ・ 伐採作業の実践演習 ・ 集材作業の実践演習 ・ 安全で効率的な作業技術の習得	
12:00～13:00	昼休憩	昼食は各自持参
13:00～15:00	広葉樹伐採技術習得研修 ・ 生産技術向上演習 ・ 作業方法の検証及び講評	
15:00	閉講・解散	

(注) ※ 研修会場周辺にはトイレがないため、集合場所出発前に済ませること。

※ 1日目の原木しいたけ生産施設見学は希望者のみ。

9 持ち物

- (1) ヘルメット
- (2) 屋外作業に適した服装(長袖・長ズボン)、作業靴及び手袋
- (3) 防寒着及び雨具
- (4) 昼食及び飲み物
- (5) 伐採作業を行う受講者は、チェーンソー等の伐採用機材、防護ズボンその他必要な安全装備
- (6) 筆記用具その他研修に必要なもの

10 注意事項

- (1) 研修中は、講師及び主催者の指示に従うこと。
- (2) 実技研修に適した服装及び安全装備を着用するとともに、防寒着及び雨具等を準備し、気象条件に応じて体温調節ができる服装で参加すること。
- (3) 体調不良等により研修の継続が困難となった場合は、速やかに講師又は主催者へ申し出ること。
- (4) チェーンソーその他の作業機械を持参する場合は、事前に点検整備を行い、安全に使用できる状態で持参すること。
- (5) 研修中(集合場所から研修会場までの移動中を含む。)に事故等が発生した場合は、次のとおり対応すること。
 - ア 労働災害として取り扱うことができる場合は、労働者災害補償保険により対応すること。
 - イ 労働者災害補償保険の適用を受けることができない場合は、あらかじめ傷害保険に加入するなど、受講者本人又は所属事業体の責任において対応すること。
- (6) 研修会場周辺では携帯電話の通信状況が不安定な場合があるため、あらかじめ了承すること。
- (7) 天候その他やむを得ない事情により、研修内容を変更し、又は中止する場合がある。中止等の判断を行う場合は、原則として研修前日の午後2時までに受講者へ連絡する。